

法人番号	131008
プロジェクト番号	S1191002

**平成23年度～平成27年度「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」
研究成果報告書概要**

1 学校法人名 学習院 2 大学名 学習院大学

3 研究組織名 東アジア学国際連携センター

4 プロジェクト所在地 東京都豊島区目白 1-5-1

5 研究プロジェクト名 東アジア高齢社会の法的問題解決に向けた共同研究拠点の形成

6 研究観点 研究拠点を形成する研究

7 研究代表者

研究代表者名	所属部局名	職名
岡 孝	法学部	教授

8 プロジェクト参加研究者数 22 名

9 該当審査区分 理工・情報 生物・医歯 (人文・社会)

10 研究プロジェクトに参加する主な研究者

研究者名	所属・職名	プロジェクトでの研究課題	プロジェクトでの役割
岡 孝	法学部・教授	高齢社会の成年後見制度の東アジア比較法研究(民法)	比較民法に基づく東アジアの法
草野 芳郎	法学部・教授	日本の ADR システム(和解・調停)のアジアへの発信(民事訴訟法)	法整備支援の研究と実践
能見 善久	法務研究科・教授	法整備支援の事例(民法)	東南アジア法整備支援の実例
長谷部 由起子	法務研究科・教授	ADRと法整備支援(民事訴訟法)	民事訴訟法における法整備支援
紙谷 雅子	法学部・教授	法整備支援の事例(憲法)	中央アジア法整備支援の実例
稲田 龍樹	法務研究科・教授	法整備支援における裁判所の役割(民事訴訟法)	法整備支援と裁判所の研究
銭 偉栄	松山大学法学部・教授	台湾における成年後見制度	台湾の成年後見制度研究
崔 光日	尚美学園大学総合政策学部・教授	韓国における成年後見制度	韓国の成年後見制度研究
方 勇男	中国・延辺大学法学院・副教授	中国における成年監護制度	中国の成年後見制度研究
ルトフィ=ヤジド	Jakarta International Law Office・ 弁護士	インドネシアにおける日本の「WAKAI」	インドネシアにおける法整備支援

法人番号	131008
プロジェクト番号	S1191002

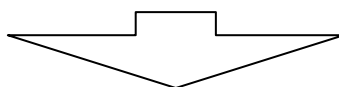
尹 泰永	韓国・亜州 大学校法学 専門大学 院・教授	韓国における最近の民法改正	韓国における民法改正
孫 森焱	台湾・東呉 大学	台湾における民法改正	台湾の民法改正について
ヘルリアナ	インドネシ ア・ガジャマ ダ大学	インドネシアと日本の比較法	インドネシアの法整備支援 比較法
ヒクマハント	インドネシア 大学	インドネシアにおける日本のADR の導入について	インドネシアにおけるADR
アグン=スマナタ	インドネシア 最高裁判所	インドネシアにおける日本のADR と裁判所の現状	インドネシアのADRの現場
沖野 眞己	東京大学大 学院法学政 治学研究所 ・教授	高齢社会の諸問題の東アジア比 較法研究(民法)	老人ホーム契約約款の比 較法的研究
坂野 征四郎	弁護士	成年後見の現状と課題	家裁・弁護士会の成年後見 への取り組み調査
韓 寧	桐蔭横浜大 学法学部・ 准教授	中国、台湾のADR法の現状と課 題	中国、台湾のADRの実情と 法情報調査
田沼 浩	駒澤大学非 常勤講師/ 司法書士	成年後見の現状とADRの可能 性	司法書士会の成年後見へ の取り組みとADRの実情調 査
(共同研究機関等) 申 政武	中国・山東 大学法学 院・教授	中国における民法	中国の民法
朴 仁煥	韓国・仁荷 大学校法学 専門大学 院・教授	韓国民法改正の最近動向—成 年後見、法人、時効—	韓国の民法改正と成年後 見
鄧 學仁	台湾・中央 警察大学法 律学系・教 授	高齢社会の諸問題の東アジア比 較法研究(民法)	台湾法からみた日韓成年後 見制度・老人ホーム契約約 款の比較法的検討

<研究者の変更状況(研究代表者を含む)>

旧

プロジェクトでの研究課題	所属・職名	研究者氏名	プロジェクトでの役割
変更なし			

(変更の時期:平成 年 月 日)



新

変更前の所属・職名	変更(就任)後の所属・職名	研究者氏名	プロジェクトでの役割

法人番号	131008
プロジェクト番号	S1191002

11 研究の概要(※ 項目全体を10枚以内で作成)

(1) 研究プロジェクトの目的・意義及び計画の概要

本プロジェクトは、東アジアに共通する少子高齢社会における諸問題の法的解決の方法について、比較法研究・法整備支援・人材育成を一連のスキームとしてとらえた拠点の形成を目指す。なかでも「成年後見制度」(判断能力が減退したが家族に頼れない孤独な老人を保護する制度)の整備は各国の緊急の課題となっているが、後見人の不足ときめ細かい支援の不十分さ等様々な問題を抱えている。この問題の解決に向けて、「後見支援者」という新たな枠組みを想定し、「新成年後見制度」を開発するための比較法研究を進めるとともに、インドネシアにおける日本型 ADR(和解・調停)の導入事例を参照しながら、東アジア各国に制度の定着を図るべく法整備支援の方法を確立させ、さらに、制度の継続的な運用に必要な不可欠な人材育成を行う。これにより、日本・中国・韓国・台湾の研究者・実務家のネットワークが形成され、わが国がアジアにおける法整備のリーダーシップを発揮する基盤となることができる。

研究体制:

【比較法研究セクション(リーダー:岡 孝)】

日本・中国・韓国・台湾の研究者・実務家等とともに「東アジア比較法研究拠点」を各国の拠点機関に開設し、高齢社会問題、特に成年後見制度について比較法研究を進める。

【法整備支援セクション(リーダー:草野芳郎)】

東アジアでの法整備支援の方法の確立を見据え、インドネシアにおける日本型 ADR(和解・調停)導入の実践事例に基づき、欧米とは異なるアジアの文化・社会に即した法整備支援を実践・研究する。

【人材育成セクション(リーダー:岡 孝)】

比較法研究・法整備支援の両セクションでの成果を生かし、成年後見制度・ADRの運用に携わるアジアの研究者・実務家の若手人材育成・研究を目的とした「学習院東アジア法キャンパス」(仮称)を開設し、将来の東アジアのリーダーを育成する。

年次計画:

【STEP1】平成 23 年・平成 24 年

【比較法研究】

「アジア比較法研究拠点」を立ち上げ、「新成年後見制度」構想(案)をとりまとめる。

【法整備支援】

インドネシアにおける日本型ADRの導入に基づく、「日本型アジア法整備支援スキーム」(案)をまとめる。

【STEP2】平成 25 年

【比較法研究・法整備支援】

STEP1 の成果についてシンポジウム「東アジア高齢社会の法的問題の解決に向けて」で議論する。

【STEP3】平成 26 年・平成 27 年

【人材育成】

比較法研究・法整備支援の両セクションおよびシンポジウムでの成果を踏まえ、「学習院東アジア法キャンパス」(仮称)を開設し、中国・韓国・台湾の若手人材育成の研究拠点を形成する。

(2) 研究組織

本プロジェクトは比較法研究セクション・法整備支援セクション・人材育成セクションの 3 つで構成されており、各セクションにリーダーを置き、研究代表者がこれを統括する。

比較法研究セクション(7名)は高齢者法学研究会、法整備支援セクション(12名)は高齢者ADR研

法人番号	131008
プロジェクト番号	S1191002

研究会が研究活動を推進し、この研究会への参加によって、研究者間・セクション間の相互連携がなされる。人材育成セクションについては、両研究会が合同でこれにあたる。

事務局は学習院大学国際研究教育機構(2014年4月1日に学長付国際研究交流オフィスより改称)内に設置され、事務的支援を受ける。また、ここにおいて、PD2名・RA2名・アルバイト3名が研究活動の補助、参加研究者への連絡、共同研究機関との連携業務等を担当する。

(3) 研究施設・設備等

東京都豊島区目白1-5-1 学習院東1号館6階・7階の学習院大学国際研究教育機構の施設を利用している。特に、605号室を本プロジェクトの事務局とし、PD・RA等が活動している。

(4) 研究成果の概要 ※下記、13及び14に対応する成果には下線及び*を付すこと。

平成23年度

【比較法研究】

韓国、中国の共同研究者を交えて、日本における高齢者の法的問題*37を概観した。問題点を①成年後見制度、②老人ホーム契約約款の2つに絞り、まず、当初の2年間は①の問題を検討することにした。その際、特に 韓国の新法(施行は平成25年7月)*24*29*40*48*52を検討の中心に据えた。(日韓成年後見制度が抱える問題点の解決の方向性を打ち出しつつ、未だ成年後見制度が整備されていない中国について、中国側研究者と共同して)上記検討の成果を反映した 中国成年監護法試案*20*24*32*34を作成することとし、第1稿を完成させた。この試案作成のために、国際シンポジウム*69*70を行った。

【法整備支援】

成年後見人となっている弁護士、司法書士、市民から、どのようなことで困っているかということ聴取した。その結果、日常問題、医療同意、死後事務の処理の過程において、親族、被後見人がした契約の相手方、近隣住民、裁判所、行政との関係で種々の問題を1人で抱え、悩んでいる姿が見えた。そして、このような問題を解決するには、それを 簡易、迅速、安価に解決するADRの手段*47とそれを行う機関が必要であるということがメンバーの共通の理解となった。

それから、インドネシア最高裁、地方裁判所、宗教裁判所を訪問し、日本の助言を得て作成されたメディエーションに関する最高裁規則の普及状況を観察するとともに、ADRについて意見交換*71をした(平成24・25年度にも実施)。

【人材育成】

10月5日から10月20日の間、日本学術振興会の若手研究者招聘事業でインドネシアから20人、インド、オーストラリアから各1人の研究者を招き、これに協力して、日本のADRの理解の普及に努めた。

平成24年度

【比較法研究】

前年度に作成した試案を、既存の中国内の草案*32*36、さらには 日韓台湾の立法と比較検討し*22*46*48*52、第2稿*32を完成させた。その際、並行して日韓の制度における問題点の解決策も検討した*29*30*37*48*50。なお、次年度から行う老人ホーム契約約款の研究(前年度で言及した②)の準備のため、当該年度より沖野眞己氏をメンバーに加えた。また、台湾の成年後見法の専門家である鄧學仁氏にも新たにメンバーに加わってもらい、次年度の 比較法学会のミニ・シンポジウム*56に備えることにした(さらには台湾の老人ホーム契約約款の検討も依頼した)。さらに、当該年度においては、前年度の国際シンポジウム*69*70で残した論点について、4月に中国で 国際シンポジウム*68を開き、12月にはこの2年間の研究成果を確認しつつそれを内外に発信し、次年度の研究につなげるため、法整備支援セクションと合同で 国際シンポジウム(於:学習院大学)*67を開催した。

【法整備支援】

どういう機関がどのように担当すればよいかということ理論的な面から考えて、あるべきADRを構想するという視点と、現実には高齢者問題を担当している現場の状況を見て、それを改良してよりよいADRを模索するという2つの視点から研究を行い、その成果を取り入れた、理論に裏打ちされ、かつ、現実には実行可能な高齢者ADRを提言*47することを目的とした。そこで、理論の面ではADRの専門家の韓寧氏、実務の面では現場に精通している坂野征四郎氏、田沼浩氏を新たなメンバーに加え

法人番号	131008
プロジェクト番号	S1191002

た。比較法研究セクションと合同で 国際シンポジウム*67を開いたことは上述の通りである。

【人材育成】

インドネシアから Mohamad Eka Kartika 氏、Rahmat Arijaya 氏の 2 人の裁判官、および弁護士 Joko Sulistyono 氏を招聘し、ADR、成年後見について意見交換*71をした。

平成 25 年度

【比較法研究】

前年度に引き続き、中国成年監護法草案第 3 稿を検討した（後述の台湾でのシンポジウムで申政武氏、満洪傑氏が「中国成年監護制度草案に対する検討」と題して報告をし、参加者との間で質疑応答をした）。

①成年後見制度の問題については、日本における成年後見の現場のヒアリングを通し、成年後見制度の諸問題は後見人だけでは解決困難であり、行政、介護従事者等要保護者周辺の人々の連携（後見支援者のネットワーク）が必要であることが認識できた。それを ADR の手法で解決できないかと考え（支援・助言・紛争解決のための「成年後見 ADR」）、その理論化を図るべく法整備支援セクションと共同して、本年 11 月 16 日に「成年後見の現場における支援と連携」という（国際）シンポジウムを開き*66、北九州、豊島区などの成年後見センターから実務家の報告をしてもらい、韓国、台湾、インドネシアのメンバーからコメントしてもらった。

さらに、②老人ホーム契約約款の問題についても、平成 25 年末に台湾・東呉大学で日中韓台の比較検討のシンポジウムを開催した*65。この研究会の際には、台湾の典型的な老人ホームを見学し、施設管理者から現状と法整備の問題点についてヒアリングを行った。

なお、本年 6 月には、これまでの 2 年間の比較法的研究をまとめてその成果を学界に発信するために、比較法学会でミニ・シンポジウム「東アジアにおける成年後見制度の比較」*56を開いた。

【法整備支援】

比較法研究セクションの比較法的視点の海外調査も学者に対するだけでなく、実務担当者、行政、裁判所、老人ホームの見学を取り入れることにした。これと同様に法整備支援セクションでも、現実の現場からの改良という点では成功しているとされる 北九州市成年後見センターを見学し、その担当をしている弁護士、司法書士、社会福祉士の話を聞き、成功の原因を探った。そのほか、半田市の知多成年後見センター、多治見市の東濃後見センターも訪問した。知多センターでは、いくつかの市町村を連携して財源を確保し、市民後見人も（低廉ではあるもののセンターの非常勤職員として）報酬を支払っているとのことで、市民後見人の活動を有償にすべきだという 1 つのモデルが提供された（非常勤職員とすることによって労災保険、損害賠償責任保険を市民後見にもつけることができることが大きな利点だと説明を受けた）。また、学習院大学は豊島区に位置しており、メンバーの中には豊島区の福祉行政に関与している者もいるので、豊島区の行政担当者から見た 豊島区の高齢者行政の実情と課題を聴取した。北九州市、豊島区の担当者の話から示唆を得たのは、行政との連携の重要性であった。

【人材育成】（東アジア法キャンパス）

7 月 1 日より 20 日まで、インドネシア最高裁判所より Dian Noviyanti 氏を招聘した。氏は日本の裁判所等を訪問した上で、研究発表を行った。さらに、12 月 4 日から 20 日まで、Ahmad Mujahiddin 氏ら 10 名を招聘した。東京地裁、東京家裁、司法研修所などを見学して、日本の法制度のレクチャーを受け、その際意見交換を行った。

7 月 23 日に日中友好会館を介し、JENESYS2.0 の経費によって中国人民大学法学院の学生 30 人を学習院大学に招待し、研究代表者である岡がレクチャー（「成年後見制度とはなにか」）を行う予定であったが（すでに日中友好会館を通して原稿は中国語訳済）、昨今の日中関係の影響によって中止となった。「学習院東アジア法キャンパス」の範となるイベントであっただけに、遺憾である。

平成 26 年度

【比較法研究】

まず、韓国側の要請で、5 月 2 日にソウル市の白凡記念館で、3 日に慶山市の嶺南大学校で、「日韓実務家会議」を開いた*63*64。日本側は、市民後見人の育成と支援システムの問題点、専門職後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士）の経験と課題を報告し、韓国側は公共後見人について報告を

法人番号	131008
プロジェクト番号	S1191002

した。次に、9月2日、3日に、中国長春市で、国際シンポジウム「中国成年監護制度の整備に向けて—日韓台湾の経験が示唆するもの—」を開いた*5*10*22*62。ここでは、とくに朴仁煥氏の報告（「国連障害者権利条約からの成年後見制度の評価と課題—意思決定代行から意思決定支援へ—」）が注目に値する。これまで、研究会のメンバーは各自国連障害者権利条約の検討を行っていたが、朴報告により、「意思決定代行から意思決定支援へ」というパラダイムの転換が世界レベルでは要求されていることがメンバーの共通理解となった。9月5日には、会場を済南市の山東大学に移して、国際シンポジウム「日中韓東アジア高齢社会の法律問題」を開催した*61。ここでは、「要保護者の行為能力制限+（家族であれ第三者であれ）他人の法定代理（後見）」というこれまでの日韓台湾の成年後見制度の枠組み自体を再検討せざるをえないという共通認識から、これまでの中国成年監護法草案を抜本的に見直さなければならないという結論に達した。

北九州市の一般社団法人成年後見センターを再訪し（6月14日）、関係諸機関とのネットワーク構築の現状を調査した。詳細は、図書*55の中野昌治（弁護士）・山崎裕一（司法書士）「北九州成年後見センター『みると』の発足の経緯と現状」（233頁以下）を参照していただきたいが、特筆すべきは、このセンターと北九州市社協が所管している「権利擁護・市民後見センターとは同じ事務所のスペースに事務局を構えており、市民らの相談にワンストップで対応できるようになっている」（同書238頁）ことである。

【法整備支援】【人材育成】（東アジア法キャンパス）

11月12日から同月25日まで学習院大学東文研の東アジア若手研究者招聘事業で山東大学法学院副教授満洪傑氏を招聘し、成年後見制度における「医療行為の代行」について研究してもらい、意見交換をした。その成果は、図書*55（「成年後見における医療決定問題の研究」185頁以下）に結実した。

11月21日には、日中友好会館を介し、JENESYS2.0の経費で中国の大学生ら66名が学習院大学に招待し、岡が模擬講義を行った（「成年後見制度とは何か」）。これは昨年度の中止を踏まえて改めて本年度に実施したものである。

12月4日、5日に、インドネシアからAco Nur Akhmad氏ら13名を招聘し、日本の法制度のレクチャー、法務機関の見学などを行った。

平成27年度

【比較法研究】【法整備支援】

〔1〕研究代表の岡孝は、平成26年12月16日～平成27年8月29日（途中3月31日～5月5日日本に一時帰国。その間に、本年度の研究方針を草野芳郎教授らメンバーと検討した）ドイツ・マンハイム大学を拠点に海外研究を行った。この機会を利用して、ドイツ・オーストリア・スイスの政府機関、民間団体、研究者を訪問し、各国の成年後見制度の現状を質問し、各国が国連障害者権利条約にどのように適合しようと検討しているのかを調査した。インタビュー先は次の通りである。6月3日チューリヒ市成年者保護庁（Dr. Yvo Biderbost）、4日バーゼル市成年者保護庁（Peter Moser氏、Frau Dr. Nora Bertschi）、6月8日ベルリン・Marzahn-Hellersdorf地区世話官庁（Frau Silvia Kleine）、6月30日ドイツ・Mecklenburg-Vorpommern州司法省（Dr. Baukhorn）、7月1日ドイツ連邦司法省（Jonas Arndt氏、Frau Schnellenbach）、7月2日前記Marzahn-Hellersdorf地区の世話協会（Frau Wencke Pohle）、7月15日午前オーストリア・St. Pöltenのニーダーエスターライヒ州世話及び居住者代理協会本部（NÖ Landesverein für Sachwalterschaft und Bewohnervertretung. Frau Margot Prinz）、同日午後ウィーン市内の「代理ネット—世話」協会（Martin Marlovits氏）、7月16日オーストリア連邦司法省（Frau Romana Fritz）、17日ウィーン大学 Helmut Koziol 教授、21日フライブルク区裁判所（裁判官の Johannes Rzany氏）、22日フライブルク世話官庁（Frau Schneckenburger、Frau Sabine Braun）、23日ゲッティンゲン大学法学部 Volker Lipp 教授、8月24日スイス・Glattbruggの成年者保護庁（KEKS Kreis Bülach Süd. Dr. Linus Cantieni）、25日スイス・Brugg地方裁判所（Rohr氏）、26日ルツェルン大学法学部 Frau Regina Aebi-Müller 教授である。3カ国の中で一番熱心に国連障害者権利条約との調和を検討しているのがオーストリアである。

2016年3月12日に上述のPrinz氏、Aebi-Müller教授を日本に招聘し、オーストリア・スイスの現状と将来の展望を報告していただいた*56。①スイスは2013年施行の成年者保護法*18*27が注目されるが、近親者の法定代理権などが規定されており、上記国連条約との整合性が疑問視されている

法人番号	131008
プロジェクト番号	S1191002

ものの、改革の動きははっきりしない。②ドイツでは、世話官庁や世話協会で、オーストリアと同じく、できるだけ世話制度ではなく別の方策(例えば、任意後見制度。事前配慮代理[Vorsorgevollmacht]という)の活用を国民に推奨すべきだとしている(オーストリアではこれを Clearing といい、世話人協会は世話[法定後見]の活用の前にまずこの別の方策の可能性を検討しなければならない)。しかし、ヨーロッパではどの国も任意後見人の権限濫用の防止策が不十分だとされている(Preisner, Zusammenfassung, in: Löhnig/Schwab /Henrich /Gottwald /Kroppenberg (Hrsg.), Vorsorgevollmacht und Erwachsenenschutz in Europa, 2011, S.343)。ドイツでも事情は同様である。連邦司法省でのインタビューの際担当者はできるだけ事前配慮代理の活用を推奨したいと強調したので、権限濫用などの危険性があるにもかかわらず推奨するのかと質問した。これに対して、担当者は市民が自己責任でそれを利用するのだから問題はないという趣旨の説明をした。この発言は、事前配慮代理の不完全さを十分に説明せずに推奨するということならば、非常に問題である(ドイツでは当面事前配慮代理の改革の予定はないようである。なお、ドイツでもオーストリア[ここでは事前配慮委託 Vorsorgeauftrag という]でも、任意後見人の権限濫用は社会問題化するほどではなく、大抵は任意後見人に対する損害賠償請求で処理しているようである)。③オーストリアでは代理法の活用を検討しており、2016年初夏には草案が公表され、その一部については2017年1月1日に施行が予定されているとのことである。岡は、上記インタビューの際にオーストリアの改革の方向性を知り、日本成年後見制度の改革の方向性を検討した。そして、後述の 国際シンポジウム*60、さらには 図書*55(279頁以下)で、私案(任意代理権の活用)を発表した。上記の2016年3月12日の講演会の報告によれば、オーストリアの改革構想は私のアイデアとはかなり異なっているようである。

また、平成28年1月5日の研究会で*58、岡は、中国でも成年監護法のあるべき姿として任意代理権の検討の必要性を述べた。山東大学の申政武教授らは、実は当初から任意代理権の活用を草案の中核に据えていたが、岡をはじめとして日韓台湾の研究会のメンバーはその構想が理解できなかった。ようやく我々は申教授の意図を理解できたが、植物状態(遷延性意識障害)の要保護者=本人には依然として法定代理人(後見人)が必要であることには変わりがない(この場合には本人の行為能力を制限する必要は全くない)。しかし、申教授らの草案には法定後見が明確には規定されておらず、この点で、中国側と我々との間で意見の調整ができず、中国側が草案(第4稿)の作成に手間取り、結局まとめることはできなかった。非常に残念である。近い将来の完成を期待したい。そのために日韓台湾のメンバーは協力を惜しまない。

[2]5年間の研究のまとめとして、10月31日、11月1日に国際シンポジウム「高齢者支援の新たな枠組みを求めて」を開催した*60。①後見人を支えるための成年後見センター、行政などのネットワークの重要性が指摘され、②各地の団体の活動報告と課題も報告された。③国連障害者権利条約をどう受けとめるかについて、佐藤彰一教授(国学院大)に基調報告をお願いし、韓国、台湾などの改革論議の紹介がなされた。岡は、「国連障害者権利条約を踏まえた日本の成年後見制度の再検討—比較法から示唆をえて—」と題して、任意代理権の活用を検討した。その際、本人・代理人を支える近親者・成年後見センター・家裁・地域の金融機関のネットワークを通して、任意代理権の範囲を限定しようとし、さらには代理人の活動期間の限定も提唱している。そして、成年後見制度ではなく、「成年者支援制度」といった名称の変更も提案している。③そのほか、中国の(医療行為の決定問題を含めた)改革論議の現状、韓国・台湾・インドネシアの最新の状況も報告があった。④もう一つの研究の柱である老人ホーム契約について、日中韓台湾の現状分析が報告された*11*14。

このシンポジウムでの質疑応答などに基づいて各自が加筆して、図書*55を刊行した。

【人材育成】

本年10月27日から11月3日まで、中国・延辺大学法学院副教授の方勇男氏を、学習院大学東洋文化研究所の若手研究者招聘プログラムで招聘し、岡のもとで成年後見制度について中国法の立法論の研究を行った。また、10月12日から11月6日まで、中国・山東大学法学院講師于永寧氏を東アジア若手研究者招聘事業で招聘し、中国の老人ホーム契約について研究し、研究会で報告をしてもらった。その成果は 図書*55の「中国における養老院[老人ホーム]入居契約条項についての法的考察」(465頁以下)に結実している。

<優れた成果が上がった点>

【比較法研究・法整備支援】

法人番号	131008
プロジェクト番号	S1191002

高齢者の諸問題のうち、まず、成年後見について、後見人を含む行政、社会福祉協議会等による成年後見センター等要保護者を取り巻く人々の連携により、ADR の手法を使って解決を図ろうとする「成年後見 ADR」を構想し得たことは(もちろん、今後日本国内や台湾・韓国で実施して検証しなければならないし、さらには、そのノウハウを教材等の形で人材育成に役立てなければならないが、これまでこの点は全く指摘されてこなかった発想である)、特にすぐれた成果といえよう。次に、(2017 年中に民法総則を制定し、その中で成年後見制度も導入されると思われる中国はしばらくおいて)日韓台湾共に国連障害者権利条約を真摯に受け止め、「要保護者の行為能力制限+他人の法定代理」という既存の制度をどう克服すべきかということにつき、問題意識を共有できたことは特筆すべきである。そして、この 5 年間の共同研究を通して、日中韓台湾の共同研究の基盤が確固たるものになった。今後も成年後見制度、老人ホーム契約をはじめ、それ以外の民事法の比較研究も推進されるであろう。

【人材育成】

平成 24 年度に、本プロジェクトの PD 共同研究員であった姜雪蓮氏が中国・北京大学法学院のポスト・ドクター研究員となり、その後、北京理工大学法学院の専任講師となった。また、西田真之氏は明治学院大学法学部の専任講師となっている。海外の共同研究者の方勇男氏も、本プロジェクト研究代表者の岡の指導で同年度に「中日成年後見制度の比較研究」で博士号(中国・吉林大学)を取得し、延辺大学法学院の副教授に昇任した。さらに、学習院大学の東文研の東アジア若手研究者招聘事業を利用して、最近の 2 ㄱ年にわたり中国から研究者を招聘し、共同研究を進めた。そして、研究会で報告をしてもらい、それが、最終年度の 国際シンポジウム*60の報告に結実し、図書*55にもまとまった(満洪傑氏[185 頁以下]、于永寧氏[483 頁以下])。インドネシアからもほぼ毎年実務家・研究者を招聘し、成年後見制度だけではなく広く日本の法制度・司法制度、実務での ADR 活用の現状などを調査・見学してもらった。「東アジア法キャンパス」構想が着実に実を結びつつあるといえよう。

<課題となった点>

成年後見制度については、平成 27 年度末までに中国の成年監護法草案がまとまらなかったことが心残りである。山東大学の申政武教授や、吉林大学の李国強氏を支援してできるだけ早く草案・私案を完成してもらいたい。そのために協力を惜しまない。

5 年間の研究期間中には、<研究成果の副次的効果>でも指摘している事例集の収集までは至らなかった。今後は、さしあたり国内で成年後見センター、行政などがネットワークを組んで後見人を支援している所をより詳しく調査し、その経験の事例集をまとめたい。

なお、また、平成 28 年 3 月 1 日には最高裁で、認知症の高齢者が列車にはねられて死亡した事件で、鉄道会社が配偶者と非同居の長男に 民法 714 条に基づく監督義務者責任を追及したところ、それが否定された。「高齢社会の法的問題」としてこの事件は重要である。どのような制度構築による根本的な問題解決を図るべきか*4*21*59、今後検討していきたい。

老人ホーム契約については、各国の現状についての分析で調査・研究が終わってしまい、比較検討ができなかった。各国の社会・経済状況の相違にもかかわらず、例えば中途解約をしたいという高齢者(入居者)側をどのように保護するかなどについては比較検討ができそうであり、各国の制度の見直しができるのではないかと予想される。今後さらに継続的に共同研究していきたいと願っている。

<自己評価の実施結果と対応状況>

比較法研究セクション、法整備支援セクションともに学内・外部の研究者・実務家の参加を得て、毎年度国際シンポジウムを開き、その時々の研究の成果の報告に対して多くの参加者から建設的意見をいただき、次の研究につなげている。

<外部(第三者)評価の実施結果と対応状況>

最近の 2 年間は学内の東文研の東アジア若手研究者招聘事業で研究者招聘が実現しており、このことは学内とはいえ第三者が我々の研究実績を評価していることの表れとみることができよう。しかし、中間審査でも指摘されたが、率直に言って外部評価体制は十分には構築できなかった。その理由については、後述する(15 の「中間評価時」に付された留意事項への対応)参照。

法人番号	131008
プロジェクト番号	S1191002

＜研究期間終了後の展望＞

学習院大学と豊島区が協力して、困難な高齢者行政に簡易迅速で有益な紛争解決 ADR*47(さらに図書*55 の草野芳郎「ADR の活用の可能性—ADR を活用した高齢者支援の連帯の和—」3 頁以下)が成功すれば、現実の実務に悩んでいる人たちの悩みを軽減できることになろう。豊島区で成功すれば、それは全国にも参考となるし、諸外国の参考ともなり、学習院大学が高齢社会における法的問題や紛争解決の研究基盤となりえよう。

また、研究代表の岡は、地域の金融機関の協力が不可欠だ考えている(図書*55 の「国連障害者権利条約を踏まえた日本の成年後見制度の再検討」279 頁以下 参照)。最近の文献によれば、地域に密着型の金融機関の中には法人後見に乗り出しているところが登場しているとのことなので(斎藤修一「しんきん成年後見サポート」実践成年後見 60 号[2016 年]50 頁以下参照)、できるだけ早いうちにヒアリングを実施し、岡の任意代理人の代理権範囲の確定などに要保護者の居住区域内の金融機関の協力がどの程度可能なかを確認したい。金融機関との共同研究の可能性もあろう。

なお、岡の上記任意代理権の活用という構想については、2016 年 6 月 9 日には札幌後見支援の会から、また、10 月 22 日には日本ローエイシア友好協会家族法部会から、それぞれ講演が依頼されており、少しずつ私見を広める機会が増えて来つつある。そこでの質疑応答などを通して、私見をさらに実務で使いやすいものに改良できるように努力したい。

人材育成の観点からは、次の点を指摘しておきたい。2016 年 5 月 4 日から 6 日まで中国四川大学法学院の王建平教授に招かれ、同法学院の大学院生約 60 名に対して岡が「成年後見制度の将来像」の講演をした。4 月 1 日に学習院大学で王教授と会った時から王教授は、成年後見制度に興味を示し(王教授は防災法学の調査のために来日した)、同行した王歆氏(日本語通訳。四川大学法学院の修士課程 1 年生で王教授の指導を受ける予定)に中国成年後見制度の研究を勧めていた。また、吉林大学法学院教授の李国強氏は、上記東文研の事業を利用して 2016 年 11 月から 1ヶ月間岡のところで、中国成年後見法私案を作成する予定でいる。このように少しずつではあるが、成年後見制度に関心を持つ大学院生・若手研究者が登場していることは心強い。

＜研究成果の副次的効果＞

当初は、高齢社会の実情や成年後見の現場を十分には知らず文献等で研究していたが、現実に専門職後見人や市民後見人(豊島区)からヒアリングを行ったり、各地の成年後見センター(北九州市成年後見センター、サポートとしま(東京都豊島区)、東濃成年後見センター(岐阜県多治見市)、宝塚成年後見センター(兵庫県宝塚市)等)の活動の見学から、行政、社会福祉協議会、介護従事者、法律家等による後見人のサポートによって、種々の問題解決の糸口が速やかに見つかることを認識するに至った。そして、まずは各地のセンターとネットワークを構築して互いの経験の共有が重要であること、さらにはその経験の共有のために事例集(解決方法も含む)の作成が有用であろうと思いついた。最初は日本の事例をまとめ、次には海外の事例も含めて(個人情報保護の問題に抵触しないために抽象度が高くなるかもしれないが)テキストを作成し、それを今後の人材育成で活用できるのではないか、と考えている。この点を自覚できた点は研究成果の副次的効果といえよう。

また、国連障害者権利条約 12 条の検討を通して、「植物状態」(遷延性意識障害)の者以外の全ての障害者には程度の差はあれ、意思能力は備わっているということ学んだ。意思能力を相対的にとらえるべきことはすでに下級審裁判例で認められているが、そのことを正面に据えて意思決定の支援の 1 つの形としての任意代理権の活用を構想できた。授權の意味を理解できれば任意代理権の活用が可能で、あとは意思能力の程度と代理権の範囲を相関的に定めるという方向が自然に生み出された。ただし、その際には近親者、成年後見センター、金融機関など地域の協力が不可欠である。近親者が理由なく協力を拒んでいる場合には任意代理権での処理には限界があり、家裁が介入する任意後見契約との併用が必要となろう。現行の任意後見制度があまり利用されていない現状に鑑みて、その改善も検討課題となろう。これらの課題が本研究の過程で副次的に得ることができた。

12 キーワード(当該研究内容をよく表していると思われるものを 8 項目以内で記載してください。)

(1) 成年後見

(2) 高齢社会

(3) 国連障害者権利条約

法人番号	131008
プロジェクト番号	S1191002

- (4) ADR (5) 福祉行政 (6) 他職種連携
 (7) 市民後見人 (8) 老人ホーム契約

13 研究発表の状況(研究論文等公表状況。印刷中も含む。)

上記、11(4)に記載した研究成果に対応するものには*を付すこと。

<雑誌論文>

1. 宮下修一「高齢者と適合性原則」本山敦編『高齢者を巡る判例の分析と展開(金融・商事判例増刊 NO.1486)』(2016年3月)12頁～15頁、査読なし
2. 草野芳郎「コメント:紛争交渉における和解の意義—和解は未来を創る」『振舞いとしての法・知と臨床の法社会学』(和田仁孝先生還暦記念論文集、法律文化社、2016年2月)270頁～274頁、査読なし
3. 宮下修一「高齢者に対する仕組債購入の勧誘と適合性原則違反・説明義務違反の有無」本山敦編『高齢者を巡る判例の分析と展開(金融・商事判例増刊 NO.1486)』(2016年3月)16頁～19頁、査読なし
- *4. 銭 偉栄「責任能力なき認知症高齢者が他人に損害を与えた場合の家族の責任——立法者の考えおよび判例の検討を中心に——」松山大学地域研究ジャーナル 26号(2016年2月)65頁～74頁、査読なし
- *5. 黄 詩淳「台湾の後見と介護」松川正毅編『成年後見における意思の探求と日常の事務——事例にみる問題点と対応策』(日本加除出版、2016年1月)249～261頁、査読なし
6. Sieh-chuen Huang(黄詩淳), Adult Guardianship and Care in Taiwan: An Analysis on Decisions relating to Compensation for Guardian, in: LIBER AMICORUM MAKOTO ARAI 375-392 (DAGMAR COESTER-WALTJEN, VOLKER LIPP, DONOVAN W.M. WATERS eds. 2015)、査読なし
7. 坂野征四郎「成年後見と時効」実践成年後見 56号(2015年5月)60頁～67頁、査読なし
8. 尹 泰永「韓国における高齢消費者を取り巻く法的問題」静岡法務雑誌 7号(2015年4月)79頁～92頁、査読なし
9. 坂野征四郎「弁護士から見た後見制度支援信託の実際と課題」信託フォーラム 4号(2015年9月)61頁～66頁、査読なし
- *10. 銭 偉栄「日本における市民後見人の登場とその現状について」学習院大学国際研究教育機構研究年報 1号(2015年2月)98頁～114頁、査読なし
- *11. 鄧 学仁『台湾における老人長期介護契約の研究(日台における高齢者を巡る諸問題)』学習院大学国際研究教育機構研究年報 1号(2015年2月)84頁～97頁、査読なし
12. 草野芳郎「インドネシアの和解、調停についての2008年最高裁規則の作成と法整備支援」『河野正憲先生古稀祝賀・民事手続法の比較法的・歴史的研究』(慈学社、2014年12月)625頁～667頁、査読なし
13. 黄 詩淳「成年後見人による財産管理の基準——アメリカ法と台湾法との比較を中心として」実践成年後見 53号(2014年11月)16～20頁、査読なし
- *14. 尹 泰永「老人ホーム入居契約においての高齢消費者の保護」(韓国)財産法研究財産法研究 31巻3号(2014年11月)171頁～192頁(韓国語)、査読なし
15. 黄 詩淳、〈從身心障礙者權利公約之觀點評析台灣之成年監護制度〉、《月旦法學》, 233期(2014年10月), 頁136-152(中国語)、査読なし
16. 尹 泰永「オーストラリアの成年後見法制の懸案」(韓国)最新外国法制情報 6号(2014年9月)89頁～100頁(韓国語)、査読なし
17. 黄 詩淳「台湾の成年後見制度の概要と特色」新・アジア家族法三国会議編『成年後見制度』(日本加除出版、2014年7月)115～133頁、査読なし
- *18. 岡 孝「スイス新法から日本の任意後見制度を再検討する」『民法の未来』(野村豊弘先生古稀記念論文集、商事法務、2014年4月)1頁～26頁、査読なし
19. 銭 偉栄「市民後見人の登場—その社会的背景とは—」松山大学論集 26巻1号(2014年4月)25頁～54頁、査読なし
20. 銭 偉栄「中国成年監護(後見)法に関する立法の動向——梁第3草案の検討を中心に——」成

法人番号	131008
プロジェクト番号	S1191002

- 年後見法研究 11 号(2014 年 3 月)173 頁～183 頁、査読なし
- *21. 宮下修一「認知症高齢者の列車事故と不法行為責任・成年後見制度のあり方——『JR東海列車事故第一審判決』がもたらすもの」静岡大学法政研究 18 巻 3=4 号(2014 年 3 月)576 頁～532 頁(横書 31 頁～75 頁)、査読なし
- *22. 黄 詩淳「台湾の成年後見の現状と課題」成年後見法研究 11 号(2014 年 3 月)159～172 頁、査読なし
23. 黄 詩淳,〈初探監護與信託之併用〉,《萬國法律雜誌》, 193 期(2014 年 2 月)23 頁～31 頁(中国語)、査読なし
- *24. 岡 孝=鄧 學仁=朴 仁煥=錢 偉榮「東アジアにおける成年後見制度の比較」比較法研究 75 号(2013 年 12 月)127 頁～169 頁(内容:岡「企画の趣旨と比較の結果」、鄧 學仁「台湾における成年後見制度の現況と課題」、朴 仁煥「韓国の新成年後見制度の特色と問題点」、錢 偉榮「中国成年監護制度の現状と問題点」)、査読なし
25. 尹 泰永「任意後見制度に関する改正民法の評価」(韓国)民事法理論と実務 17 巻 1 号(2013 年 12 月)89 頁～100 頁(韓国語)、査読なし
26. 宮下修一「成年後見監督制度のあり方の再検討——ヒアリング調査をふまえて」国民生活研究 53 巻 2 号(2013 年 12 月)111 頁～127 頁、査読なし
- *27. 岡 孝「新たな任意後見制度の構築に向けて——スイスの新制度が示唆するもの——」民法研究基金会編『民事法之思想啓蒙與立論薪傳』(孫森焱前大法官八秩華誕祝寿論文集、新学林、2013 年 11 月)1 頁～22 頁、査読なし
28. 宮下修一「成年後見人の選任・監督に関する家事審判官の責任」現代民事判例研究会編『民事判例Ⅶ 2013 年前期』(2013 年 10 月)110 頁～113 頁、査読なし
- *29. 朴 仁煥「国連障害者権利条約と韓国新成年後見制度の課題」実践成年後見 47 号(2013 年 9 月)、査読なし
- *30. 朴 仁煥「成年後見制度と後見人の役割と職務」『専門職後見人新規教育課程』(2013 年 7 月)379 頁～411 頁(韓国語)、査読なし
31. 黄詩淳,〈從許可監護人代為不動產處分評析我國成年監護制度之實務〉,《東吳法律學報》, 25 巻 1 期(2013 年 7 月)75 頁～106 頁(中国語)、査読あり
- *32. 申 政武「中国成年監護体制の欠陥及びその改革に関する構想」学習論壇 2013 年第 3 期 71 頁～74 頁(中国語)、査読なし
33. 張 學軍「侵權責任法第 32 条第 2 款規定の法律効果について」学習論壇 2013 年第 3 期 75 頁～80 頁(中国語)、査読なし
- *34. 岡 孝「中国成年監護(後見)制度についての梁慧星第二草案を読む——東アジア成年後見制度比較の視点から——」学習院法務研究 7 号(2013 年)1 頁～31 頁、査読なし
35. 黄 詩淳「不動産の処分に対する台湾の裁判所の許可から成年被後見人の利益を考える」成年後見法研究 10 号(2013 年 3 月)107 頁～117 頁、査読なし
- *36. 錢 偉榮「中国成年監護制度の現状とその未来像——日本法への示唆を兼ねて——」松山大学論集 24 巻 6 号(2013 年 2 月)191 頁～231 頁、査読なし
- *37. 岡 孝「東アジア成年後見制度の将来像——日本の経験が示すもの——」『企業法・金融法の新潮流』(前田重行先生古稀記念論文集、有斐閣、2013 年)635 頁～695 頁、査読なし
38. 岡 孝「成年後見人に対する家庭裁判所の監督の問題点」(韓国)財産法研究 29 巻 3 号(2012 年 11 月)51 頁～66 頁 査読なし
39. 申 政武「中国成年監護制度改革の総体構想」(韓国)財産法研究 29 巻 3 号(2012 年 11 月)67 頁～84 頁 査読なし
- *40. 朴 仁煥「新しい成年後見制の施行に伴う身上関係法令の整備」(韓国)財産法研究 29 巻 3 号(2012 年 11 月)1 頁～50 頁(韓国語)、査読なし
41. 宮下修一「現場にみる成年後見制度の問題点——ヒアリング調査から」現代民事判例研究会編『民事判例Ⅴ 2012 年前期』(2012 年 10 月)112 頁～123 頁、査読なし
42. 岡 孝「構築面向 21 世紀的成年監護制度」中国「杭州法学」2012 年特集 「東北亜成年監護制度研究」(2012 年)6 頁～20 頁(中国語訳)、査読あり
43. 朴 仁煥「韓国新成年監護制度」中国「杭州法学」2012 年特集 「東北亜成年監護制度研究」

法人番号	131008
プロジェクト番号	S1191002

(2012年)22頁～27頁(中国語訳)、査読あり

44. 張 学軍「老年人受到家庭成員侵害時的維持体制反思」中国「杭州法学」2012年特集「東北亜成年監護制度研究」(2012年)28頁～38頁(中国語)、査読あり

45. 沖野眞已「日本的成年監護信託——日本成年監護制度的發展動向」中国「杭州法学」2012年特集「東北亜成年監護制度研究」(2012年)39頁～43頁(中国語訳)、査読あり

*46. 錢 偉栄「成年監護人医療同意見権の意義和極限」中国「杭州法学」2012年特集「東北亜成年監護制度研究」(2012年)50頁～59頁(中国語)、査読あり

*47. 草野芳郎「運用ADR解決成年監護的爭議」中国「杭州法学」2012年特集「東北亜成年監護制度研究」(2012年)69頁～70頁(中国語訳)、査読あり

*48. 朴 仁煥「改正民法上任意後見制度の争点と課題」(韓国)家族法研究 26 卷 2 号(2012年7月)191頁～228頁(韓国語)、査読なし

49. 黄 詩淳「台湾における障害者・高齢者支援の信託」実践成年後見 41 号(2012年4月)95頁～102頁、査読なし

*50. 岡 孝「東アジアにおける成年後見制度の比較」民事研修 667 号(2012年)2頁～14頁、査読なし

51. 岡 孝「民法——成年後見制度(海図)とももの考え方(羅針盤)」法学教室 380 号(2012年)4頁～10頁、査読なし

*52. 朴 仁煥「韓国の新成年後見法の成立と課題」東洋文化研究 14 号(2012年3月)147頁～181頁、査読なし

53. 坂野征四郎「成年後見関係事件にかかる審判実務と家事事件手続法」実践成年後見 39 号(2011年11月)13頁～18頁、査読なし

54. 黄 詩淳、「高齢者之財産管理: 美國的持續性代理權授與及信託之啓示」, 《中研院法學期刊》, 9 期(2011年9月)129頁～177頁(中国語)、査読あり

<図書>

1(*55). 草野芳郎・岡 孝編著『高齢者支援の新たな枠組みを求めて』(白峰社、2016年2月)序にかえて

第1章 支援者(後見人)を支える連帯の輪を求めて

草野芳郎「ADRの活用の可能性—ADRを活用した高齢者支援の連帯の輪—」

稲田龍樹「成年後見制度施行15年の家庭裁判所の役割について」

坂野征四郎「一弁護士立場から見た成年後見制度の問題点とあるべき高齢者・障害者支援制度」

田沼 浩「実務家の立場からの成年後見制度の問題点の検討—国連障害者権利条約と一般的意見第1号から示唆を得て—」

錢 偉栄「市民後見人の現状とその将来像」

宮下修一(静岡大学法科大学院教授)「後見監督制度の現状と将来像」

迫田博幸(司法書士)「成年被後見人等死亡後の事務」

朱 曄(静岡大学法科大学院准教授)「中国民法典の最新制定状況から見た成年監護(後見)制度の現状と課題」

Rahmat Arijaya(インドネシア・バンテン州ティガラクサ宗教裁判所裁判官)「インドネシアにおける高齢者と成年後見への関心」

満 洪傑(中国・山東大学法学院副教授)「成年後見における医療決定問題の研究」

小沼肇子(札幌後見支援の会)「札幌後見支援の会」の活動と地域で求められる後見人像の分析」

齋藤澄子(練馬区保健福祉サービス専門相談員)「苦情解決機関としての第三者機関—練馬区保健福祉サービス苦情調整委員について—」

中野昌治(弁護士)・山崎裕一(司法書士)「北九州成年後見センター「みると」の発足の経緯と現状」

裴 光烈(韓国・弁護士)「韓国高齢者・認知症患者のための公共後見事業の紹介および成果」

第2章 国連障害者権利条約を踏まえた成年後見制度の再検討—意思の代理・代行から支援へ—

法人番号	131008
プロジェクト番号	S1191002

佐藤彰一(國學院大學法科大学院教授)「日本の成年後見制度の現状と変革の方向—意思決定支援へのパラダイム転換に向けて—」
岡 孝「国連障害者権利条約を踏まえた日本の成年後見制度の再検討—任意代理権の活用—」
朴 仁煥「国連障害者権利条約と韓国における成年後見パラダイムの転換—意思決定代行から意思決定支援へ—」
諸 哲雄(韓国・漢陽大学校法学専門大学院教授)「韓国の公共後見事業の現況と課題」
黄 詩淳(台湾・台湾大学法律学院副教授)「台湾の成年後見制度の課題—障害者権利条約の観点から—」
第3章 老人ホーム契約の比較法的検討
井藤智子(司法書士)・伊藤知加子(司法書士)「日本における高齢者の住まいの現状と課題」
沖野眞己「日本の有料老人ホーム契約の検討—入居一時金の扱いを中心に—」
鄧 學仁「台湾における老人長期介護契約の研究」
蘇 惠卿(台湾・台湾海洋大学海洋法律研究所副教授)「台湾における高齢者政策と高齢者福祉施設」
尹 泰永「韓国の老人ホーム契約の検討」
于 永寧(中国・山東大学法学院講師)「中国における養老院(老人ホーム)入居契約条項についての法的考察」
あとがき

<学会発表>

1(*56). 平成 25 年 6 月(於:青山学院大学)
比較法学会ミニ・シンポジウム「東アジアにおける成年後見制度の比較」
岡 孝「企画の趣旨と比較の結果」
鄧 學仁「台湾における成年後見制度の現況と課題」
朴 仁煥「韓国の新成年後見制度の特色と問題点」
錢 偉栄「中国成年監護制度の現状と問題点」

<研究成果の公開状況>(上記以外)

シンポジウム・学会等の実施状況、インターネットでの公開状況等

<既に実施しているもの>

●個別の講演会等8回

- 1(*57). 平成 28 年 3 月 12 日(於:学習院大学中央教育棟 12 階国際会議場)
「オーストリア・スイスの成年後見法の現状と課題」
講演者:Frau Margot Prinz(オーストリア:ニーダーエスターライヒ州世話及び居住者代理協会[NÖ Landesverein für Sachwalterschaft und Bewohnervertretung]St. Pölten 支部)
Frau Prof. Regina Aebi-Müller(スイス・ルツェルン大学法学部教授)
通訳者 青木真衣 氏(ドイツ・ハレ大学大学院在学)
- 2(*58). 平成 28 年 1 月 5 日(於中国・長春:報告と質疑応答)
岡 孝「成年後見制度における任意代理権の活用の可能性」(学術研究会「人格権と民法典編纂」)／主催:中国民法学研究会、共催:吉林大学法学院及び吉林省法学会民法学研究会)
3. 平成 26 年 12 月 6 日(於:学習院大学東2号館8階第一会議室)
朴 仁煥「障害者権利委員会のコメントを踏まえた韓国新成年後見法の問題点の検討」
上田晴男「障害者権利条約をどうとらえるべきか」
4. 平成 26 年 11 月 22 日(於:学習院大学東2号館8階第一会議室)
満 洪傑「中国における医療行為の代行について」
趙 繼倫「中国社会福祉事業の現状と問題」(「社区」の役割を中心として)
通訳者:錢 偉栄教授(松山大学法学部)

法人番号	131008
プロジェクト番号	S1191002

5(*59). 宮下修一「JR東海の列車事故判決がもたらすもの——判決の法的問題点の検討」平成 25 年度第 8 回岐阜県ソーシャルワーカー協会研修会 成年後見・日常生活支援事業シンポジウム講演(平成 26 年 3 月)

6. 平成 25 年 10 月 5 日((於:学習院大学東2号館8階第一会議室)
李 霞「中国成年者世話制度に関する説明及びその理由—梁慧星主催『中国民法典専門家草案建議稿』2011 年版—」
通訳者: 銭 偉栄教授(松山大学法学部)

7. 銭 偉栄「成年後見人の医療同意権」NPO 法人とやま成年後見人協会主催(平成 24 年 2 月)

8. 平成 23 年 9 月 17 日(於:北京国産飯店)
岡 孝「東アジアにおける 21 世紀の成年後見法を目指して」(第 10 回中日民商法研究会で)

●シンポジウム 11 回

1(*60). 平成 27 年 10 月 31 日、11 月 1 日(於:学習院大学東 2 号館 13 階大会議室)

国際シンポジウム「高齢者支援の新たな枠組みを求めて」

草野芳郎「ADR の活用の可能性—ADR を活用した高齢者支援の連帯の輪—」

第 1 部 支援者(後見人)を支える連帯の輪を求めて

I 成年後見をめぐる現状と問題点

山田隆治(東濃成年後見センター事務局長)「東濃成年後見センターの活動」

稲田龍樹「家庭裁判所の役割について」

坂野征四郎「弁護士の立場からの問題提起」

田沼 浩「国連障害者権利条約からの日本成年後見制度の問題点—後見制度支援信託と民事信託からの考察—」

銭 偉栄「市民後見人の現状と将来像」

宮下修一「後見監督制度の現状と将来像」

迫田博幸「成年被後見人等死亡後の事務」

II 各地の団体の活動の現状と課題

小沼肇子・松岡あい・門間偉峯(札幌後見支援の会)「『札幌後見支援の会』の活動と地域で求められる後見人像の分析」

齋藤澄子「苦情解決機関としての第三者機関—練馬区保健福祉サービス苦情調整委員について—」

中野昌治「北九州成年後見センター『みると』の発足の経緯と現状」

第 2 部 国連障害者権利条約を踏まえた成年後見制度の再検討

佐藤彰一「日本の成年後見制度の現状と変革の方向—意思決定支援へのパラダイム転換に向けて—」

岡 孝「国連障害者権利条約を踏まえた日本の成年後見制度の再検討—比較法から示唆をえて—」

朴 仁煥「国連障害者権利条約を踏まえた韓国の成年後見制度の再検討」

裴 光烈「高齢者痴呆センターの後見活動と現場の問題」

黄 詩淳「台湾の成年後見制度の課題—障害者権利条約の観点から—」

李 莉苓(台湾・台北地方法院裁判官)「台湾の成年後見制度実務」

朱 曄「中国民法典の最新制定状況から見た成年後見制度の現状と課題」

満 洪傑「成年後見における医療決定権問題の研究」

法人番号	131008
プロジェクト番号	S1191002

Rahmat Arijaya「インドネシアにおける高齢者と成年後見への関心」

第3部 老人ホーム契約の比較法的検討

井藤智子「日本における介護付有料老人ホーム契約の留意点」

伊藤知加子「日本における高齢者の住まいの現状と課題－施設介護から在宅介護へ－」

沖野眞已「日本の老人ホーム契約の検討」

蘇 惠卿「台湾における高齢者政策と高齢者向けの福祉施設」

于 永寧「中国老人ホーム入居契約に関する法的分析」

2(*61). 平成 26 年 9 月 5 日(於:中国・済南市・山東大学法学院)

国際シンポジウム「日中韓東アジア高齢社会の法律問題」

于 永寧「中国の「医療介護結合」老人介護モデル研究」

張 海燕(中国・山東大学法学院教授)「成年監護監督人の制度設計」

畢 江濤(中国・提口路街道党工委副書記)「非財政投入型中国社区養老モデル」

3(*62). 平成 26 年 9 月 2 日～3 日(於:中国・長春市・亜泰国際倶楽部会議室)

国際シンポジウム「中国成年監護制度の整備に向けて－日韓台湾の経験が示唆するもの－」

宮下修一「日本における市民後見人の現状と課題」

朴 仁煥「国連障害者権利条約からの成年後見制度の評価と課題－意思決定代行から意思決定支援へ」

黄 詩淳「台湾の成年後見制度の課題－障害者権利条約の観点から」

劉 宏渭(中国・山東大学法学院副教授)「中国成年被監護人の権利保障の再検討－国連「障害者権利条約」の視点から」

4(*63). 平成 26 年 5 月 3 日(於:韓国・慶山市・嶺南大学校)

日韓実務家会議

宮下修一「日本の市民後見人の教育育成と支援システムの現状」

岡 孝「日本の市民後見人の養成と支援システムの問題点と課題」

水戸由子(社会福祉士)「日本における法人後見の活動と問題点」

迫田博幸「日本司法書士の成年後見の実践経験と課題」

坂野征四郎「日本における専門職後見と家庭裁判所の役割と課題」

田沼 浩「日本司法書士の専門職後見人の管理とサポートシステム－日本のリーガルサポートセンターの経験－」

大塚芳正(社会福祉法人美芳会理事長)「日本社会福祉士の成年後見活動の経験(2)」

韓国中央支援団「保健福祉部成年後見センター中央支援団の相談支援事例報告」

5(*64). 平成 26 年 5 月 2 日(於:韓国・ソウル市・白凡記念館)

日韓実務家会議

韓国保健福祉部障害者サービス課「韓国における「発達障害者のための後見支援事業」の現状」

韓国人公共後見人(5名)「公共後見人の事例報告」

大塚芳子(社会福祉法人美芳会理事)「日本社会福祉士の成年後見実践の経験」

6(*65). 平成 25 年 12 月 25 日～29 日(於:台湾・台北市・東呉大学法学院)

国際シンポジウム「東アジア成年後見シンポジウム」

法人番号	131008
プロジェクト番号	S1191002

尹 泰永「韓国の老人ホーム契約に関する研究」
 鄧 學仁「台湾の高齢者長期介護契約に関する研究」
 于 永寧「老人ホーム入居契約中の免責条項の効力」
 沖野眞已「日本の老人ホーム契約に関する問題点」
 田沼 浩「老人ホームにおける個人情報保護」
 坂野征四郎「老人ホーム入所契約の契約者名義とその変更をめぐる問題点について」
 井藤智子「日本における介護付有料老人ホーム契約の留意点」
 伊藤知加子「特別養護老人ホームにおける苦情解決の仕組みについて」
 宮下修一「成年後見監督制度のあり方の再検討—ヒアリング調査をふまえて」
 朱 曄「中国における成年後見監督人確保の問題—宮下教授のご報告に対するコメントを兼ねて」
 錢 偉榮「市民後見人の役割とその限界」
 申 政武・満 洪傑「中国成年監護制度草案に対する検討」

7(*66). 平成 25 年 11 月 16 日(於:学習院大学国際会議場)

国際シンポジウム「成年後見の現場における支援と連携」

中野昌治「北九州成年後見センター「みと」の活動」
 熊田 均(弁護士)「成年後見制度の現在の取り組みと課題について～日弁連の立場から～」
 迫田博幸「成年後見の現場におけるリーガルサポートの役割」
 小林純子(豊島区権利擁護支援室「サポートとしま」室長)「成年後見の現場における支援と連携～成年後見における社会福祉協議会の役割～」
 コメント: 朴仁煥、韓 寧、黄詩淳、Joko Sulistyono(インドネシア・弁護士)

8(* 67). 平成 24 年 12 月 15 日・16 日(於:学習院大学国際会議場)

国際シンポジウム「高齢社会における法的諸問題とその解決手段」

【日本の実務の現場から見た成年後見】

伊藤知加子「後見現場における実務事例 ～知人、親族による財産侵害～」
 井村華子(弁護士)「建物の解体工事につき、周辺との調整等に関し労力を要した事例」
 井藤智子「後見業務終了後の問題点—死後事務について」
 中山二基子(弁護士)「市民後見人をめぐる諸問題」
 門間偉峯・小沼肇子「札幌後見支援の会事例報告」
 坂野征四郎「家裁経験者から見た成年後見実務」

【東アジア比較法の立場から見た成年後見】

丘 尚燁(韓国・ソウル中央地方検察庁検事)「韓国の成年後見制度の立法経過及び今後の課題」
 諸 哲雄「世界成年後見大会・報告:示唆点と課題」
 李 準珩(韓国・漢陽大学校法学専門大学院教授)「ヴィクトリア州の成年後見の示唆点」
 朴 仁煥「韓国の新しい成年後見制度施行のための法令整備」
 大塚芳正・大塚芳子「日本における成年後見実務の現状について」
 羅 思榮(中国・杭州師範大学法学院教授)「中国親族法の特徴」
 錢 偉榮「中国成年監護制度の現状とその未来像」
 申 政武・張 学軍(中国・浙江工商大学法学院教授)・李 忠夏(中国・山東大学法学院副教授)・
 張 海燕・満 洪傑「中国成年後見・現行法と改正試案の検討」

法人番号	131008
プロジェクト番号	S1191002

9(*68). 平成 24 年 4 月 28 日・29 日(於: 中国・浙江西苑ホテル会議室)

国際シンポジウム「東北アジアの成年後見制度」

岡 孝「日本任意後見法の概要と問題点」、

岡 孝「『民法総則』概念は有効か」

沖野眞己「日本の成年後見信託」

草野芳郎「ADR の活用による成年後見紛争の解決」

迫田博幸「震災時における成年後見業務への対応—被後見人、被保佐人、被補助人の支援を中心として—」

迫田博幸「法定後見における成年被後見人死亡後の事務」

銭 偉栄「成年後見人の医療同意権」

朴 仁煥「韓国の新しい成年後見制度」

10(*69). 平成 23 年 12 月 3 日(於: 韓国・仁荷大学校法学専門大学院国際会議室)

国際シンポジウム「東アジアにおける成年後見法の展開と課題」

岡 孝「東アジアの成年後見法研究の意義と課題」

稲田龍樹「日本の成年後見と家事訴訟手続」

多田宏治(司法書士)「成年後見制度 11 年を迎えて—実務家から見た任意後見制度の現状と課題—」

肖 金明(中国・山東大学法学院教授)「老年人權益保障立法的若干問題」

張 学軍「中国老年人監護制度概述」

丘 尚燁「韓国の新しい成年後見法の制定経過」

諸 哲雄「人権尊重の視点から見た韓国の新成年後見制度の特徴、問題点及び改善方策」

11(*70). 平成 23 年 9 月 12 日・13 日(於: 中国・青島中級裁判所研修所宿舎)

国際シンポジウム「中日韓・東亜国家老齡化社会的法律問題国際研討会」

岡 孝「21 世紀の成年後見制度の設計に向けて」

朴 仁煥「韓国新成年監護制度」

銭 偉栄「成年後見人の医療同意権」[報告書収録が間に合わず、別刷]

※なお、このシンポジウムでは、中国成年監護法試案を起草中の申政武、張学軍、李忠夏、張海燕、満洪傑の諸氏が英米法、独仏法、日本法からどのような示唆が得られるかについて簡単な報告をしている。

●インターネットでの公開

12. プロジェクト紹介 HP

「文部科学省・私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 東アジア高齢社会の法的問題解決に向けた共同研究拠点の形成」

http://www.gakushuin.ac.jp/univ/geore/research/research_a-2.html

13. ニュースレター

「東アジア<未来知>通信(ニュースレター)23号 2011年7月」

<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/rioc/data/newsl/no.23.pdf>

「東アジア<未来知>通信(ニュースレター)24号 2011年9月」

<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/rioc/data/newsl/no.24.pdf>

「東アジア<未来知>通信(ニュースレター)25号 2011年12月」

<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/rioc/data/newsl/no.25.pdf>

「東アジア<未来知>通信(ニュースレター)28号 2012年5月」

<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/rioc/international/pdf/no.28.pdf>

法人番号	131008
プロジェクト番号	S1191002

「東アジア<未来知>通信(ニューズレター)31号 2012年11月」
<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/geore/newsletter/no31.pdf>
 「東アジア<未来知>通信(ニューズレター)32号 2013年1月」
<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/geore/newsletter/no32.pdf>

14.インターネット動画

国際シンポジウム「高齢社会における法的諸問題とその解決手段」ダイジェスト動画

<http://www.gakushuin.info/tv/>

講演会「中国成年後見制度 梁慧星草案について」ダイジェスト動画

<http://www.gakushuin.info/tv/>

学習院東アジア法キャンパス プログラムダイジェスト動画

<http://www.gakushuin.info/tv/>

講演会「成年監護のもとにおける医療決定権ー比較法的考察と中国の進路」ダイジェスト動画

<http://www.gakushuin.info/tv/>

講演会「中国社会福祉事業の現状と問題」ダイジェスト動画

<http://www.gakushuin.info/tv/>

<これから実施する予定のもの>

●講演会

1. 2016年6月9日(札幌後見支援の会主催)

岡 孝「国連障害者権利条約を踏まえた日本の成年後見制度改革の方向性」

2. 同年10月22日(日本ローエイシア友好協会家族法部会)

岡 孝「日本成年後見制度改革についてー任意代理権の活用に向けてー」(仮題)

●インターネットでの公開

3.インターネット動画

国際シンポジウム「高齢者支援の新たな枠組みを求めて」ダイジェスト動画の公開

14 その他の研究成果等

1(*71). 草野芳郎と稲田龍樹がインドネシア最高裁をカウンターパートとして和解、調停を中心とした日本型ADRの普及活動や意見交換をしているうちに、日本側とインドネシア側の関係者の増加、信頼感の充実により、研究と友好発展のための団体を作ろうという機運が高まった。そこで、日本とインドネシアの法律家で日本・インドネシア法律家協会を平成24年8月に設立し、草野が理事長に、稲田が監事に就任した。(関連HP <http://asia.gyosei.or.jp/jila%20Nihongo.htm>)

2. 草野芳郎は、仲裁ADR法学会で総務担当常務理事として学会活動をしていたが、平成25年7月に同学会の理事長に就任した。(関連HP <https://sites.google.com/site/arbitrationadrlaw/>)

法人番号	131008
プロジェクト番号	S1191002

15 「選定時」及び「中間評価時」に付された留意事項及び対応

<「選定時」に付された留意事項>

- ・研究の背景について明確にされたい。

<「選定時」に付された留意事項への対応>

我々が高齢社会と ADR に着目したのは、高齢社会では、判断能力が減退した高齢者が増加すること、少子化と一極集中化により従来の伝統的な地縁、血縁社会が崩壊することから、深刻な紛争の発生が予想されたためである。この多発する紛争を簡易、迅速に安価で平和的に解決する手段を持つことが、日本の未来、および間もなく同様な問題を抱えるであろう韓国や、台湾、中国等の東アジア諸国に重要である。そして現在は高齢化していないが、アセアンの国々もやがては同様の状況になると予想されるため、共同研究拠点の形成にはアセアンの国を視野に入れることが必要と思われた。

高齢社会では、判断能力が減退している高齢者が多数となるために、健常者たる成年者を前提とした社会では想定できない多数のトラブルが予想され、比較法研究セクション(リーダー:岡 孝)の民法研究においても、常に紛争解決の視点を持つ必要がある。また、法整備支援セクション(リーダー:草野芳郎)の ADR 研究においても、高齢社会において紛争を解決する指針となるバックボーンにあるべき民法秩序を頭におき、それにそった ADR の構築が不可欠である。

現実に活動している司法書士、弁護士等専門職後見人からヒアリングをしてみて、後見人は1人では解決できない困難な問題を抱えていること(例えば被後見人の親族から執拗な攻撃を受ける等)が判明した。家庭裁判所は必ずしも適時に適切な指示をしてくれるわけではない。結論として、行政、社会福祉協議会等の団体、介護従事者等が連携することによって問題の解決が得られるように思われる。そうすると、当面は ADR の発想を活用して、個々の後見人は ADR に駆け込み、一緒に問題を検討し解決策を模索することが有用である。我々の研究は、この「成年後見 ADR」を小規模でも日本国内に構築し、これを 日本同様高齢化の進んでいる韓国、台湾、中国、やがては同様の状況になると予想されるアセアン諸国等に提示しようとするものである。

<「中間評価時」に付された留意事項>

- ・人材育成セクションについては、海外の研究者の招聘や国際交流が主な事業となっており、人材育成に対応しているのかはやや疑問である。
- ・公刊された雑誌論文を見ると、ほとんどが岡孝氏の業績であり、岡氏以外のメンバーの成果を期待したい。
- ・内部・外部でプロジェクトの進捗状況を評価できる体制の構築が不可欠に思われる。
- ・「東アジア」「東アジア高齢社会」という範囲を設定する意味は明確とはいえない。

<「中間評価時」に付された留意事項への対応>

「人材育成」については、最後の 2 年間は学内の東文研の東アジア若手研究者招聘事業で若手研究者招聘を招聘し(制度上、最大 1 ヶ月しか認められない)、成年後見制度に集中して共同研究を行う傍ら、学外の関係諸機関・研究者へ訪問させて成年後見の現状把握に協力している。平成 26 年に中国・長春でシンポジウムを行った際に、受入機関の吉林大学法学院李国強副教授は成年後見制度の重要性を認識して、その後研究代表の岡の論文の寄稿を求める(現地で翻訳)などしてさらに研究を進め、その研究成果を中国内の第一級の法律雑誌に発表することができた。それもあずかってであろうが、平成 28 年には教授に昇進したと聞いている。李氏は、間近に迫っている民法総則編纂に関して成年後見制度の立法提案をすべく、平成 28 年 11 月に上記若手研究者招聘事業で来日し、岡と共同で私案の作成を予定している。この例でわかるように、人材育成は着実に根付いているといえよう。

なお、中間評価後に東アジア法キャンパス構想に基づき中韓台湾から若手研究者を招聘する予定であったが、草野芳郎教授のこれまでの法整備支援事業との関係から インドネシアの法実務家を対象としたほうが即効性があると判断して、主としてインドネシアの実務家を招聘して、日本の法制度の講義・関係機関への訪問に力を注いだ。中韓台湾については、上述のように個別の招聘事業によって補完した。

法人番号	131008
プロジェクト番号	S1191002

研究成果については、本報告書でわかるように、多くのメンバーが論文を発表している。

東アジアという範囲を設定する意味 であるが、いずれの国も急速に高齢化している点、程度の差はあるものの、いずれも儒教文化などの影響が薄れ、家族の絆がほころび始めている点で共通性があるので、このような限定をすることには十分意味があると思われる。もう 1 つ、日本語を共通言語とすることができたこともポイントである(日本に留学し、あるいは日本で学位を取得した経験のある研究者が数多くおり、交流が他の国に比べて容易であった)。

なお、学習院大学内部の組織の問題ではあるが(担当部局の連絡のミス。担当者が 1 年間休職し、事務の引き継ぎがなされていなかったと聞いている。しかも、現在に至るまで研究代表者の岡には担当部局からは正式な謝罪と事務体制不備の改善策などの通知・説明は一切ない)、我々研究代表者には中間審査報告書について公表後 1 年以上連絡がなかった。岡は海外研修中の平成 27 年 5 月末にそのことを知ることとなった。すでに、ドイツ、オーストリア、スイスの調査で手一杯であった。その理由は次の通りである。まず、ドイツ国内で電車のストライキが頻発して日程がなかなか決められなかった。次に、インタビューを打診したにもかかわらず、スイスのある地方裁判所などのように全く返事が来ないため、日程調整にかなり時間を使わざるをえなかった。そのため、中間審査報告書が指摘する点(とりわけ北欧諸国の調査研究の必要性)には対応することができなかった。海外に出る前に知っておれば、最初から予定を立てることができ、少なくともスウェーデン(ドイツ語で質問項目を送付し、インタビューもドイツ語で可能)での調査は可能であったはずである。極めて残念である。また、この連絡の遅れが一番の原因であるが、内部・外部でのプロジェクトの進捗状況の評価体制は十分に構築できなかった。平成 26 年中にこの指摘を知っていれば、例えばこの分野の学外の研究者あるいはアジア法研究者など(どちらも依頼できる複数の研究者とは交流があった)に我々のプロジェクトの現状をチェックしてもらう可能性はあったであろう。

法人番号	131008
プロジェクト番号	S1191002

16 施設・装置・設備・研究費の支出状況(実績概要)

(千円)

年度・区分	支出額	内 訳						備考
		法 人 担 負	私 学 助 成	共同研究機関負担	受託研究等	寄付金	その他(科研費)	
平成23年度	施設	0	0	0	0	0	0	
	装置	0	0	0	0	0	0	
	設備	0	0	0	0	0	0	
	研究費	11,113	5,369	4,338	0	0	0	1,406
平成24年度	施設	0	0	0	0	0	0	
	装置	0	0	0	0	0	0	
	設備	0	0	0	0	0	0	
	研究費	11,057	5,151	4,836	0	0	0	1,070
平成25年度	施設	0						
	装置	0						
	設備	0						
	研究費	9,938	6,050	3,888				
平成26年度	施設	0						
	装置	0						
	設備	0						
	研究費	12,160	7,270	4,890				
平成27年度	施設	0						
	装置	0						
	設備	0						
	研究費	11,707	6,787	4,920				
総額	施設	0	0	0	0	0	0	0
	装置	0	0	0	0	0	0	0
	設備	0	0	0	0	0	0	0
	研究費	55,975	30,627	22,872	0	0	0	2,476
総計	55,975	30,627	22,872	0	0	0	2,476	

法人番号

131008

17 施設・装置・設備の整備状況 (私学助成を受けたものはすべて記載してください。)

《施設》(私学助成を受けていないものも含め、使用している施設をすべて記載してください。) (千円)

施設名称	整備年度	研究施設面積	研究室等数	使用者数	事業経費	補助金額	補助主体

※ 私学助成による補助事業として行った新增築により、整備前と比較して増加した面積

_____ m²

《装置・設備》(私学助成を受けていないものは、主なもののみを記載してください。)

(千円)

装置・設備の名称	整備年度	型番	台数	稼働時間数	事業経費	補助金額	補助主体
(研究装置)				h			
				h			
				h			
				h			
(研究設備)				h			
				h			
				h			
				h			
(情報処理関係設備)				h			
				h			
				h			
				h			
				h			

18 研究費の支出状況

(千円)

年度	平成 23 年度		
小科目	支出額	積算内訳	
		主な用途	金額
教育研究経費支出			
消耗品費	1,556	文具費、パソコン関連費	1,556
光熱水費	0		0
通信運搬費	4	国際郵便費	4
印刷製本費	0		0
旅費交通費	1,767	研究調査旅費	1,767
報酬・委託料	1,589	通訳謝礼、講演謝礼	1,589
(会合費)	1,597	懇親会費	1,597
(その他)	0	招聘旅費	0
計	6,513		6,513
アルバイト関係支出			
人件費支出 (兼務職員)	516	アルバイト人件費	516
教育研究経費支出	0		0
計	516		516
設備関係支出(1個又は1組の価格が500万円未満のもの)			
教育研究用機器備品	0		0
図書	0		0
計	0		0
研究スタッフ関係支出			
リサーチ・アシスタント	189	RA人件費	189
ポスト・ドクター	3,895	PD人件費	3,895
研究支援推進経費	0		0
計	4,084		4,084

法人番号

131008

年 度	平成 24 年度		
小 科 目	支 出 額	積 算 内 訳	
		主 な 使 途	金 額
教 育 研 究 経 費 支 出			
消 耗 品 費	276	文具費、消耗図書費	276
光 熱 水 費	0		0
通 信 運 搬 費	47	国際郵便費	47
印 刷 製 本 費	163	資料コピー・印刷費	163
旅 費 交 通 費	1,878	研究調査旅費	1,878
報 酬 ・ 委 託 料	1,848	通訳謝礼、講演謝礼	1,848
(会 合 費)	267	懇親会費	267
(その他)	2,573	招聘旅費	2,573
計	7,052		7,052
ア ル バ イ ト 関 係 支 出			
人件費支出 (兼務職員)	523	アルバイト人件費	523
教育研究経費支出	0		0
計	523		523
設 備 関 係 支 出(1個又は1組の価格が500万円未満のもの)			
教育研究用機器備品	0		0
図 書	0		0
計	0		0
研 究 ス タ ッ フ 関 係 支 出			
リサーチ・アシスタント	580	RA人件費	580
ポスト・ドクター	2,902	PD人件費	2,902
研究支援推進経費	0		0
計	3,482		3,482

年 度	平成 25 年度		
小 科 目	支 出 額	積 算 内 訳	
		主 な 使 途	金 額
教 育 研 究 経 費 支 出			
消 耗 品 費	718	文具費、消耗図書費	718
光 熱 水 費	0		0
通 信 運 搬 費	21	国際郵便費	21
印 刷 製 本 費	62	資料コピー・印刷費	62
旅 費 交 通 費	797	研究調査旅費	797
報 酬 ・ 委 託 料	1,819	通訳謝礼、翻訳謝礼	1,819
(その他)	2,906	招聘旅費	2,906
計	6,323		6,323
ア ル バ イ ト 関 係 支 出			
人件費支出 (兼務職員)	1,109	アルバイト人件費	1,109
教育研究経費支出	0		0
計	1,109		1,109
設 備 関 係 支 出(1個又は1組の価格が500万円未満のもの)			
教育研究用機器備品	0		0
図 書	0		0
計	0		0
研 究 ス タ ッ フ 関 係 支 出			
リサーチ・アシスタント	559	RA人件費	559
ポスト・ドクター	1,947	PD人件費	1,944
研究支援推進経費	0		0
計	2,506		2,503

年 度		平成 26 年度		法人番号	131008
小 科 目	支 出 額	積 算 内 訳			
		主 な 使 途	金 額	主 な 内 容	
教 育 研 究 経 費 支 出					
消 耗 品 費	247	文具費、消耗図書費	247	事務用筆記用具の購入、研究関連図書の購入	
光 熱 水 費	189		189		
通 信 運 搬 費	58	国際郵便費	58	海外研究者に対する招聘書類の発送	
印 刷 製 本 費	1	資料コピー・印刷費	1	シンポジウム・研究会資料のコピー・印刷	
旅 費 交 通 費	756	研究調査旅費	756	海外シンポジウム参加旅費、海外現地調査旅費	
報 酬 ・ 委 託 料	1,320	通訳謝礼、翻訳謝礼	1,320	シンポジウム・研究会での講演・通訳に対する謝礼	
(賃 借 費)	28	wifiルーターレンタル料	28	海外でのシンポジウム参加の際の通信	
(その他)	4,166	招聘旅費	4,166	海外研究者招聘にかかる旅費	
計	6,765		6,765		
ア ル バ イ ト 関 係 支 出					
人件費支出 (兼務職員)	1,349	アルバイト人件費	1,349	時給1200円：年間時間数622.5時間(2人) 時給950円：年間時間数520.5時間(1人) 実人数 3人	
教育研究経費支出	0		0		
計	1,349		1,349		
設 備 関 係 支 出(1個又は1組の価格が500万円未満のもの)					
教育研究用機器備品	0		0		
図 書	0		0		
計	0		0		
研 究 ス タ ッ フ 関 係 支 出					
リサーチ・アシスタント	150	RA人件費	150	学内1人	
ポスト・ドクター	3,896	PD人件費	3,896	学内2人	
研究支援推進経費	0		0		
計	4,046		4,046	学内3人	

年 度		平成 27 年度			
小 科 目	支 出 額	積 算 内 訳			
		主 な 使 途	金 額	主 な 内 容	
教 育 研 究 経 費 支 出					
消 耗 品 費	830	文具費、消耗図書費	830	事務用筆記用具の購入、研究関連図書の購入	
光 熱 水 費	0		0		
通 信 運 搬 費	634	国際郵便費、報告論集発送費	634	海外研究者招聘書類の発送、報告論集の配布	
印 刷 製 本 費	2,239	報告論集刊行費、資料コピー費	2,239	報告論集編集・印刷・製本、シンポジウム資料のコピー・印刷	
旅 費 交 通 費	374	研修旅費、究調査旅費	374	海外シンポジウム参加旅費、海外現地調査旅費	
報 酬 ・ 委 託 料	1,008	通訳・翻訳謝礼	1,008	シンポジウム・報告論集にかかわる通訳・翻訳に対する謝礼	
(その他)	2,960	招聘・学外研究協力者旅費	2,960	海外研究者招聘にかかる旅費、学外研究者調査旅費	
計	8,045		8,045		
ア ル バ イ ト 関 係 支 出					
人件費支出 (兼務職員)	1,614	アルバイト人件費	1,614	時給1200円：年間時間数851.5時間(3人) 時給950円：年間時間数378時間(1人) 実人数 4人	
教育研究経費支出	0		0		
計	1,614		1,614		
設 備 関 係 支 出(1個又は1組の価格が500万円未満のもの)					
教育研究用機器備品	0		0		
図 書	0		0		
計	0		0		
研 究 ス タ ッ フ 関 係 支 出					
リサーチ・アシスタント	100	RA人件費	100	学内1人	
ポスト・ドクター	1,948	PD人件費	1,948	学内1人	
研究支援推進経費	0		0		
計	2,048		2,048	学内2人	